

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十号

職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する規則(昭和六十年広島県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この人事委員会規則は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「条例」という。)第二条、第四条第五項、第六条、第九条第三項、第十二条、第十三条第一項及び第十四条の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(機関の範囲)</p> <p>第二条 条例第三条に規定する人事委員会規則で定める機関は、別表第一に掲げる機関とする。</p> <p>(勤務延長)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2) 条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第一号による異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>3) 条例第四条第二項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第二号による勤務延長の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には第一項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>4) 任命権者は、勤務延長を行つた職員(以下「勤務延長職員」という。)を異動させようとする場合は、別記様式第三号による勤務延長職員の異動承認申請書を提出して、人事委員会の承認を得るものとする。</p> <p>(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この人事委員会規則は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「条例」という。)第三条及び第四条第五項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(機関の範囲)</p> <p>第二条 条例第三条に規定する人事委員会規則で定める機関は、別表に掲げる機関とする。</p> <p>(勤務延長)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2) 条例第四条第二項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第一号による勤務延長の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>3) 任命権者は、勤務延長を行つた職員(以下「勤務延長職員」という。)を異動させようとする場合は、別記様式第二号による勤務延長職員の異動承認申請書を提出して、人事委員会の承認を得るものとする。</p> <p>(人事異動通知書の交付)</p> <p>第四条 (略)</p>

一―五 (略)
六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長に係る報告)

第六条 任命権者は、毎年六月末日までに、別様式第四号による勤務延長の状況報告書を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

(管理監督職から除かれる職)

第七条 条例第六条に規定する人事委員会規則で定める医師及び歯科医師が占める職は、別表第二に掲げる機関に勤務する医師及び歯科医師が占める職とする。

(管理監督職に含まれる職の範囲)

第八条 条例第六号第二号に規定する人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職(条例第六号第一号及び第二号に掲げる職を除く。)とする。

- 一 行政職給料表において職務の級が四級以上の職
- 二 教育職給料表(一)において職務の級が特二級以上の職
- 三 教育職給料表(三)において職務の級が特二級以上の職
- 四 教育職給料表(イ)において職務の級が特二級以上の職
- 五 教育職給料表(ロ)において職務の級が特二級以上の職
- 六 研究職給料表において職務の級が四級以上の職
- 七 医療職給料表(二)において職務の級が四級以上の職
- 八 医療職給料表(三)において職務の級が四級以上の職
- 九 警察官の職において警視又は警部の職(人事管理上の必要性に鑑み、当該職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除く。)
- 十 前各号に定めるもののほか、人事委員会が別に定める職

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第九条 条例第九号第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

一―五 (略)
六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(報告)

第六条 任命権者は、毎年六月末日までに、別様式第三号による勤務延長の状況報告書を提出して、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事委員会に報告するものとする。

(異動期間の期限の延長承認)

第十条 条例第九条第二項及び第四項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第五号による異動期間の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において当該申請書には第十二条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十一条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める職は、県立学校及び市町立学校(広島市立学校を除く。)の校長、教頭及び一部の主事の職とし、これらの職により一校長、教頭及び一部の主事の特定管理監督職群を構成する。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十二条 条例第十条に規定する職員は、書面によつて得るものとする。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第十三条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

2) 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 条例第九条各項の規定により異動期間を延長する場合

二 異動期間の期限を繰り上げる場合

三 条例第九条各項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達していない職員となつた場合

(異動期間の延長に係る報告)

第十四条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、別記様式第六号により人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用希望者の同意)

第十五条 任命権者は、定年前再任用(条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用

することをいう。以下同じ。）を行うに当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も同様とする。

- 一 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- 二 定年前再任用を行う日
- 三 定年前再任用に係る勤務地
- 四 定年前再任用をされた場合の給与
- 五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 その他任命権者が必要と認める事項

2 前項に規定する同意は、定年前再任用を行う前の適切な時期に、書面によつて得るものとする。

〔定年前再任用の選考に用いる情報〕

第十六条 条例第十二条及び第十三条第一項に規定する人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

1 〔定年前再任用に係る人事異動通知書の交付〕

第十七条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、人事異動通知書に代わる文書の交付その他の適当な方法による場合は、当該方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 定年前再任用を行う場合
- 二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

〔定年前再任用に関する報告〕

第十八条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を別記様式第七号により人事委員会に報告するものとする。

第十九条 (雑則) (略)

1 (附則) (略)

第七條 (雑則) (略)

1 (附則) (略)

2 (略)		
(略)	(略)	(略)
第三条第三項 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
別表第一(第一条関係)		
機 関 名		
総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター 広島県立身体障害者更生相談所 県立病院		

2 (略)		
(略)	(略)	(略)
第三条第二項 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
別表(第一条関係)		
機 関 名		
総務局 健康福祉局 広島県立総合技術研究所保健環境センター 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター		

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第七条関係)

機 関 名
総務局 健康福祉局 保健所 広島県立総合精神保健福祉センター 広島県立身体障害者更生相談所 広島県立三次看護専門学校 西部こども家庭センター 県立病院

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第2号 (略)</p> <p>様式第3号 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>勤務延長職員の異動承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>職員の定年等に関する規則第3条第4項の規定により、勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第4号 (略)</p>	<p>様式第1号 (略)</p> <p>様式第2号 (第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>勤務延長職員の異動承認申請書</p> <p>(略)</p> <p>職員の定年等に関する規則第3条第3項の規定により、勤務延長職員の異動の承認について次のとおり申請します。</p> <p>(略)</p> </div> <p>様式第3号 (略)</p>

別表第二の次に次の一様式を加える。

様式第1号（第3条関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

任命権者名

職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について次のとおり申請します。

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属部局、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 延長前の異動期間の末日
- 5 異動期間の延長事由
- 6 勤務延長の事由及び期限
- 7 職務内容
- 8 申請の理由及び延長後の期限
- 9 その他参考となる事項

別記様式第四号の次に次の三様式を加える。

様式第5号（第10条関係）

異動期間の期限の延長承認申請書

○ 第 ○ 号
年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

任命権者名

職員の定年等に関する条例第9条第2項及び第4項の規定により、異動期間の期限の延長について次のとおり申請します。

- 1 期限を延長する予定者の氏名
- 2 所属部局，職名並びに給料表の種類，級及び号給
- 3 異動期間の末日
- 4 既に延長された異動期間の延長事由
- 5 期間をさらに延長しようとする事由
- 6 申請する異動期間の末日
- 7 職務内容
- 8 その他参考となる事項

様式第6号(第14条関係)

異動期間延長の状況報告書

○ 第 ○ 号
年 月 日

広島県人事委員会委員長 様

任命権者名

職員の定年等に関する規則第14条の規定により、異動期間延長の状況について次のとおり報告します。

- 1 異動期間延長職員の氏名
- 2 所属部局、職名並びに給料表の種類、級及び号給
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 職務内容
- 5 異動期間延長の事由及び期限
- 6 その他参考となる事項

(人事異動の取扱に関する規則の一部改正)

第二条 人事異動の取扱に関する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(人事異動通知書)
 第三条 (略)
 2-4 (略)
 5 任命権者は、次条による場合を除き、別表異動の種類欄に掲げるものうち、降任(地方公務員法(昭和二十五年法律二百六十一号)第二十八条の二第二項本文の規定による降任を除く。)、戒告、減給、停職、療養、療養更新、休職、休職更新、免職及び懲戒免職を除く異動を行う場合においては、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、通知書の作成、交付及び送付を通知書に代わる文書の交付及び送付その他適当な方法をもつてこれに代えることができる。この場合に用いる異動用語及び異動に係る通知事項は、別表異動用語欄に掲げる異動用語及び別記様式第一号の記載事項と同様とする。

(人事異動通知書)
 第三条 (略)
 2-4 (略)
 5 任命権者は、次条による場合を除き、別表異動の種類欄に掲げるものうち、降任、戒告、減給、停職、療養、療養更新、休職、休職更新、免職及び懲戒免職を除く異動を行う場合においては、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、通知書の作成、交付及び送付を通知書に代わる文書の交付及び送付その他適当な方法をもつてこれに代えることができる。この場合に用いる異動用語及び異動に係る通知事項は、別表異動用語欄に掲げる異動用語及び別記様式第一号の記載事項と同様とする。

別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

異動の種類		異動用語
種類	意味	
2 任命 換	(略)	(略)
	非常勤の職員(法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))を除く。)を常勤の職員に任命する場合又はこれらの	(略)

異動の種類		異動用語
種類	意味	
2 任命 換	(略)	(略)
	吏員(これに相当する職員を含む。以下同じ。))以外の職員を吏員に任命する場合、非常勤の職員(法第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任	(略)

	62 定年前再任用 (略)	59 勤務延長の期限延長 (略)	58 勤務延長 (略)	21 給与額改訂 (略)	15 降任 (略)	反対の場合をいう。
	定年前再任用(法第二十二條の四第一項又は法第二十二條の五第一項の規定により職員を採用することをいう。以下同じ。)	法第二十八條の七第二項の規定によつて勤務延長の期限を延長する場合をいう。	勤務延長(法第二十八條の七第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)	非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)	非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)	
	〇〇に定年前再任用する	(略)	(略)	(略)	〇〇に降任させる(〇〇)(根拠法令等の名称)による。	

63 再任用の任期更新	62 再任用 (略)	59 勤務延長の期限延長 (略)	58 勤務延長 (略)	21 給与額改訂 (略)	15 降任 (略)	期付短時間勤務職員」という。)
法第二十八條の四第二項(法第二十八條の五第二項及び第二十八條の六第三項において準	再任用(法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により職員を採用することをいう。以下同じ。)	法第二十八條の三第二項の規定によつて勤務延長の期限を延長する場合をいう。	勤務延長(法第二十八條の三第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)	非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)	非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)	を常勤の職員に任命する場合又はこれらの反対の場合をいう。
再任用の任期を更新する(任期は〇〇までとする)	〇〇に再任用する(任期は〇〇までとする)	(略)	(略)	(略)	〇〇に降任させる	

63 退職	(略)								
64 退職	死亡、任用期間の満了、法第二十八条の六の規定による定年、法第二十八条の七の規定による勤務延長の期限の到来、法第二十二條の四若しくは第二十二條の五の規定による定年前再任用の任期の満了、又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による任命権者の要請によつて職を退く場合をいう。	(略)							
65 免職	(略)	(略)							
66 懲戒 免職	(略)	(略)							
67 失職	(略)	(略)							
68 異動 期間の 延長	法第二十八條の五第一項又は第三項の規定により異動期間を延長する場合をいう。	異動期間を延長する(期限は〇〇までとする)							
69 異動 期間の 再延長	法第二十八條の五第二項又は第四項の規定により延長された異動期間を更に延長する場合をいう。	異動期間を更に延長する(期限は〇〇までとする)							
70 給与 条例附 則第八 項等の 規定に よる降 給	給与条例附則第八項又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」と	〇〇(根拠法令等の名称)の措置を適用する(給料月額は〇〇とする)							

64 再任 用異動	再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となつた場合をいう。	任期の定めのない職員となつた							
65 退職	(略)	(略)							
66 退職	死亡、任用期間の満了、法第二十八条の二の規定による定年、法第二十八条の三の規定による勤務延長の期限の到来、法第二十八條の四、第二十八條の五若しくは第二十八條の六の規定による再任用の任期の満了又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による任命権者の要請によつて職を退く場合をいう。	(略)							
67 免職	(略)	(略)							
68 懲戒 免職	(略)	(略)							
69 失職	(略)	(略)							

71 給与 条附 第十 項等 の規 定に よる 給 料	給与条附則第十 項若しくは第十二 項若しくは第十四 項若しくは第十五 項又は市町立学校 職員給与等条附 則第七項若しくは 第九項若しくは第 十項の規定による 給料を支給する場 合をいう。	〇〇(根拠 法令等の名 称)の規定 による給料 〇〇を支給 する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正前

様式第一号 (第三条関係)

人事異動通知書 (No. —)
(略)

注

(略)
一・二 (略)
三 (略)

2 「給料」の欄には、当該職員の職務の級及び号給又は給料の支給額(再任用職員にあつては職務の級、任期付職員条例第二条第一項又は任期付研究員条例第三条第一号若しくは第二号の規定により任期を定めて採用された職員にあつては号給)を記入する。

3 再任用短時間勤務職員を異動させる場合には、「現職」の欄に「(〇週〇〇勤務)」(〇〇の部分にはその職を占める職員の〇週間当たりの通常の勤務時間(分が生じる場合には分までの時間。以下同じ。))を表示する。ただし、一週間当たりの通常の勤務時間を表示する場合には、「(〇週〇〇勤務)」と表示する。以下同じ。)を併せて記入する。

四 (略)

1・2 (略)

3 採用、任命換、転職、昇任、臨時的任用等の場合において、一つの異動と附随して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。

4 (略)

(二)一(六) (略)

(七) 再任用その他の異動により再任用短時間勤務職員となつた場合異動前から再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。()には、「(〇週〇〇勤務)」と記入する。

五七 (略)

改正後

様式第一号 (第三条関係)

人事異動通知書 (No. —)
(略)

注

(略)
一・二 (略)
三 (略)

2 「給料」の欄には、当該職員の職務の級及び号給又は給料の支給額(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては職務の級、任期付職員条例第二条第一項又は任期付研究員条例第三条第一号若しくは第二号の規定により任期を定めて採用された職員にあつては号給)を記入する。

3 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を異動させる場合には、「現職」の欄に「(〇週〇〇勤務)」(〇〇の部分にはその職を占める職員の〇週間当たりの通常の勤務時間(分が生じる場合には分までの時間。以下同じ。))を表示する。ただし、一週間当たりの通常の勤務時間を表示する場合には、「(〇週〇〇勤務)」と表示する。以下同じ。)を併せて記入する。

四 (略)

1・2 (略)

3 採用、任命換、転職、昇任、降任、臨時的任用等の場合において、一つの異動と附随して職名、給料、勤務場所等の発令を必要とする場合はこれらを併せて記入する。

4 (略)

(二)一(六) (略)

(七) 定年前再任用又は暫定再任用その他の異動により定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員となつた場合異動前から定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であつた場合を含む。()には、「(〇週〇〇勤務)」と記入する。

五七 (略)

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第三条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の

一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の調整額) 第十五条 (略)</p> <p>2 職員(次項に掲げる職員を除く。)(の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第二下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料の調整額) 第十五条 (略)</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一の二に掲げる調整基本額(その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)(にその者に係る別表第二下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員)(以下「育児短時間勤務職員」という。)(にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員)(以下「再任用短時間勤務職員」という。)(にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員)(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>
<p>3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第二下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者</p>	

の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を除して得た数

二 育児休業法第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)(勤務時間等条例第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を除して得た数)

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)(勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間を除して得た数)

4] 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。)(の百分の四・五を超えるときは、給料月額(の百分の四・五に相当する額)とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一の三に掲げる額

5] 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

6] 第二項、第三項及び前項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に「円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

7] 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(税務職員の特務手当)

第二十条 特殊勤務手当 条例第三条第二項第一

(税務職員の特務手当)

第二十条 特殊勤務手当 条例第三条第二項第一

号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務一月につき一万五千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2・5 (略)

(夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の九 (略)

2 夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

3・4 (略)

(家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十二 家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき一万八千円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2・3 (略)

(広島学園勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十四 (略)

2 広島学園勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定

号に規定する人事委員会規則で定める額は、勤務一月につき一万五千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2・5 (略)

(夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の九 (略)

2 夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

3・4 (略)

(家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十二 家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき一万八千円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

2・3 (略)

(広島学園勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十四 (略)

2 広島学園勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により

により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の二十四の二十五 (略)

2 特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円(育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3・4 (略)

第二十六条の二 給与条例第十八条第一項後段

に規定する「人事委員会規則で定める職員」及び給与条例第二十一条第七項ただし書の規定により期末手当を支給されない職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 期末手当基準日前一箇月以内に退職した職員で、期末手当基準日までの間に、給与条例の適用を受けることとなつたもの、企業職員等となつたもの又は特別職の職員となつたもの(非常勤である者にあつては、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。次号において同じ。)

二・三 (略)

2 期末手当基準日前一箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上あるものについて前項の規定を適用する場合には、当該期末手当基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(勤勉手当)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

イ一 (略)

二 定年前再任用短時間勤務職員

イ一八 (略)

4-10 (略)

定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当)

第二十三条の二十四の二十五 (略)

2 特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当の額は、勤務一月につき四千三百円(育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)とする。

3・4 (略)

第二十六条の二 給与条例第十八条第一項後段

に規定する「人事委員会規則で定める職員」及び給与条例第二十一条第七項ただし書の規定により期末手当を支給されない職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 期末手当基準日前一箇月以内に退職した職員で、期末手当基準日までの間に、給与条例の適用を受けることとなつたもの、企業職員等となつたもの又は特別職の職員となつたもの(非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。次号において同じ。)

二・三 (略)

2 期末手当基準日前一箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員としての退職が二回以上あるものについて前項の規定を適用する場合には、当該期末手当基準日に最も近い日の退職のみをもつて、当該退職とする。

(勤勉手当)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

一 再任用職員(給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員

イ一 (略)

二 再任用職員

イ一八 (略)

4-10 (略)

別表第一の二の次に次の一表を加える。

別表第一の三（第十五条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円
二級	七千七百円
三級	八千六百円
四級	九千五百円
五級	一万七百元
六級	一万七百元
七級	一万三千二百円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
一級	七千二百円
二級	七千六百円
三級	七千七百円
四級	八千七百円
五級	九千二百円
六級	九千六百円
七級	一万三百円
八級	一万千三百円
九級	一万二千三百円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
一級	七千円
二級	八千二百円
特二級	九千百円
三級	一万二百円
四級	一万二千五百円

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
一級	六千八百円
二級	八千百円
特二級	八千九百円
三級	九千七百円 (中学校に勤務する職員にあつては、一万円)
四級	一万二千二百円

ホ 研究職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円

二級	七千八百円
三級	八千五百円
四級	九千八百円
五級	一万千五百円

へ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円
二級	七千七百円
三級	八千四百円
四級	九千七百円
五級	一万千円

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 定年前再任用短時間勤務職員(給与条例第五条第五項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)以外の職員 次のイからハまでの区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる割合</p> <p>イ一八 (略)</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の四十五</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (勤勉手当の成績率に関する特例)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 再任用職員(給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員 次のイからハまでの区分に応じ、それぞれ次のイからハまでに掲げる割合</p> <p>イ一八 (略)</p> <p>二 再任用職員 百分の四十五</p>

(職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第五条 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(令和元年広島県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(職員の給料の調整額に関する経過措置)</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(職員の給料の調整額に関する経過措置)</p>

<p>3 当分の間、職員給与の支給に関する規則（以下「給与規則」という。）第十五条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額百分の四・五を超える場合を除く。</p> <p>4-7 (略)</p> <p>8 当分の間、市町給与規則第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同条第二項及び第三項に規定する調整基本額が給料月額百分の四・五を超える場合を除く。</p> <p>9・10 (略)</p>	<p>3 当分の間、職員給与の支給に関する規則（以下「給与規則」という。）第十五条第二項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額百分の四・五を超える場合を除く。</p> <p>4-7 (略)</p> <p>8 当分の間、市町給与規則第三条第二項の規定の適用については、同項中「調整数を乗じて得た額」とあるのは、「調整数を乗じて得た額に百分の百一・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、同項に規定する調整基本額が給料月額百分の四・五を超える場合を除く。</p> <p>9・10 (略)</p>
--	--

（職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正）
 第六条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（基礎在職期間） 第二条の二 (略) 一十八 (略) 十九 条例附則第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>二十 条例附則第四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>二十一 条例附則第五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの</p>	<p>（基礎在職期間） 第二条の二 (略) 一十八 (略) 十九 条例附則第十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の職員としての在職期間</p> <p>二十 条例附則第十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間</p> <p>二十一 条例附則第十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続き在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日まで</p>

旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

二十二 条例附則第九項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び平成十年十月二十二日以後の旧公団の職員としての在職期間

二十三 条例附則第十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる文部科学省の職員、旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員及び国立青少年教育振興機構の職員としての引き続いた在職期間

二十四 条例附則第十一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧機関の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校等の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間

(職員の区分)

第二条の十 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ、ロ又はハの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてそれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

附則

1 (略)

の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間

二十二 条例附則第二十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び平成十年十月二十二日以後の旧公団の職員としての在職期間

二十三 条例附則第二十一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる文部科学省の職員、旧国立青年の家又は旧国立少年自然の家の職員及び国立青少年教育振興機構の職員としての引き続いた在職期間

二十四 条例附則第二十二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧機関の職員及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間又は旧国立高等専門学校等の職員及び国立高等専門学校機構の職員としての引き続いた在職期間

(職員の区分)

第二条の十 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第一イ、ロ又はハの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてそれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

附則

1 (略)

21 条例施行の日(以下「施行日」という。)の前日に現に在職する職員(条例附則第五項に規定する者に該当する者及び条例附則第九項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの(以下「未復員者」という。))に該当する者を除く。)の施行日の前日以前における勤続

期間の計算については、附則第三項から附則第八項までの規定によるほか、条例第七条（第五項後段を除く。）並びに職員退職手当の一部を改正する条例（昭和四十八年広島県条例第二十七号。以下「昭和四十八年改正条例」という。）附則第九項及び附則第十五項の規定の例による。

3 前項の場合において、従前の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のある月を除く。）が一月以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数を在職期間から除算するものとする。

4 施行日の前日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本又は産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）附則第三項第三号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続き再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続き在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令（明治四十三年勅令第二百二十八号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第四十一条の第二項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の二の期間

四 先に職員として在職した者であつてイ又はロに該当するものイ又はロに掲げる期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第三項第六号の規定により内閣総理大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続き在職期間の三分の二の期間

ロ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに引き続き外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続き在職期間の三分の二の期間

51 施行日の前日以前における左の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、職員以

外の地方公務員等となるため退職し、且つ、当該職員以外の地方公務員等の任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しよを受けた職員以外の地方公務員等となつたもの

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しよを受け、引き続き在在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、且つ、その研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となつたもの

6] 昭和二十年八月十五日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和二十八年七月三十一日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間はそのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

二 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日

三 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失つた日

7] 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第九号）第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第六項の規定に基づき総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日）から昭和二十八年七月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在

職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

8| 職員が退職（昭和四十八年改正条例による改正前の条例第七条第一項の退職、同附則第六項の特殊退職、同附則第七項の要請による退職及び同附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けていた退職を除く。）により条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（昭和二十一年六月三十日以前に当該給与の支給を受けている場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

9| 施行日の前日に現に在職する職員であつて職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。）から引き続いて職員となつたもの及び施行日の前日に現に在職する職員以外の地方公務員等であつて施行日以後に引き続いて職員となつたものの施行日の前日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第四項から第七項までの規定を準用するほか、条例第七条第五項及び第六項並びに昭和四十八年改正条例附則第九項及び第十五項の規定の例による。この場合において、第三条各号列記以外の部分中「退職により」とあるのは、「退職（昭和四十八年改正条例による改正前の条例第七条の第三第一項の退職、同附則第六項の特殊退職、同附則第七項の要請による退職及び同附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けていた退職を除く。）により」と読み替へるものとする。

10| 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて施行日の前日以前において条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、条例第

十九條第二項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

- 11) 条例附則第五項に規定する人事委員会規則で定める者は、昭和二十年八月十五日に現に附則第六項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下附則第十三項において「外地官署所属職員等」という。)であつた者とする。

- 12) 条例附則第五項に規定する者(未復員者に該当する者を除く。)の昭和二十八年七月三十一日(昭和二十八年八月一日以後に附則第六項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算については、次項の規定に該当するものを除き、附則第四項及び附則第五項(これらの規定を附則第九項において準用する場合を含む。)並びに附則第八項及び附則第十項の規定を準用するほか、条例第七條の規定の例による。この場合において、第三條各号列記以外の部分中「退職により」とあるのは、「退職(条例附則第六項の特殊退職、同附則第七項の要請による退職及び同附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替へるものとする。

- 13) 条例附則第五項に規定する者については、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の昭和二十八年八月一日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

- 14) 条例附則第六項に規定する人事委員会規則で定める退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、条例附則第六項第二号に規定する整理退職に該当する退職を除く。

一 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(職員以外の地

方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

二 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

三 附則第四項各号又は附則第五項各号（これらの規定を附則第九項及び附則第十二項において準用する場合を含む。）の退職

四 附則第七項（附則第九項において準用する場合を含む。）の退職

五 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

15 条例附則第六項第二号に規定する人事委員会規則で定める者は、附則第七項の規定の適用を受ける者及び外地官署所属職員とする。

16 条例附則第七項及び条例附則第八項の場合における第三条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第三条各号列記以外の部分中「退職により」とあるのは、条例附則第七項の場合にあつては「退職（条例附則第七項の要請による退職を除く。）により」と、条例附則第八項の場合にあつては「退職（条例附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

二 第三条第一号中「条例第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで」とあるのは、条例附則第七項の場合にあつては「条例附則第七項の要請による退職をし、かつ、退職の日又はその翌日に」と、条例附則第八項の場合にあつては「条例附則第八項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職をし、かつ、退職の日又はその翌日に」と、「職員以外の地方公務員等」とあるのは、条例附則第八項の場合にあつては「職員以外の地方公務員」と読み替えるものとする。

17 未復員者の勤続期間の計算については、なお、従前の例による。ただし、本邦に帰還後引き続き職員となつた未復員者（条例第十九条第二項又は職員の退職手当に関する条例

の一部を改正する条例（平成二十一年広島県条例第二十六号。附則第二十一項において「条例第三十六号」という。）の規定による改正前の条例第十三条の規定の適用を受け、引き続き職員の地方公務員等となり、引き続き職員の地方公務員等として在職した後、条例第七条第五項の規定によつて引き続き職員となつた者を含む。）又は附則第十三項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続き続いた職員以外の地方公務員等としての施行日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

18 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる職員に対する条例附則第九項の規定による退職手当は、当該職員の家族で本邦に居住しているものがある場合において、その家族から請求があつたときは、その家族に支給することができる。

19 条例第二条の二第一項から第三項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持しているもの」とあるのは「職員が帰還しているとなれば主としてその収入によつて生計を維持している」と認められるもの」と読み替えるものとする。

20 条例附則第九項に規定する退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者の昭和二十年八月十五日において受けていた俸給給料の月額（その額が別表第二の上欄に掲げる額のいずれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額）に対応する同表の下欄に掲げる新給料月額とする。

21 条例附則第九項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続き職員となつて在職する場合又は条例第十九条第二項若しくは条例第三十六号の規定による改正前の条例第十三条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となつて在職する場合においては、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第一号又は第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、条例附則第九項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎

4|3|2|
(略)(略)(略)

別表(第二条の十関係)

イ・ロ(略)
ハ(略)

第一号 区分	第二号 区分	第三号 区分	第四号 区分
(略)	一―四(略) 五 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。)の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの	一―四(略) 五 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの 六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの	一―十(略) 十一 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

24|23|22|
(略)(略)(略)

別表第一(第二条の十関係)

イ・ロ(略)
ハ(略)

となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には含まないものとする。

第一号 区分	第二号 区分	第三号 区分	第四号 区分
(略)	一―四(略)	一―四(略) 五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの	一―十(略) 五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの

<p>行日の前日におけるその者の基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）がこの人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表口第六号区分の項第一号、第六号、第八号又は第九号に掲げるものであつた者（これらに準ずるものとして人事委員会が認める者を含む。）については、施行日以後における次に掲げる職員に係る基礎在職期間の区分は、改正後の規則第二条の十の規定にかかわらず、条例第六条の四第一項第六号に掲げる区分とする。</p> <p>一一四（略）</p>	<p>行日の前日におけるその者の基礎在職期間（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）がこの人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一口第六号区分の項第一号、第六号、第八号又は第九号に掲げるものであつた者（これらに準ずるものとして人事委員会が認める者を含む。）については、施行日以後における次に掲げる職員に係る基礎在職期間の区分は、改正後の規則第二条の十の規定にかかわらず、条例第六条の四第一項第六号に掲げる区分とする。</p> <p>一一四（略）</p>
--	--

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第八条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>5 職員給与条例第六条第三項又は市町立学校職員給与等条例第五条第三項の人事委員会規則で定める職員には、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第二条ただし書に掲げる職員に相当する者を含むものとする。</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1-4 (略)</p>
---	-------------------------------------

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第九条 初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は三十五年（第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては十五年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別</p>	<p>改正前</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は三十五年（第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては十五年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別</p>
---	---

表第一に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第四条第三号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による退職派遣をされた場合における当該職員に対する別表第一の適用については、当該休職の期間（給与条例第二十一条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、外国派遣条例附則第二条の職員にあつては、休職の期間に引き続く派遣の期間を含むものとする。）又は当該派遣若しくは退職派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第一項後段に規定する職員のうち同項後段

表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第三条第一号又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第四条第三号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第一項の規定により派遣され、又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による退職派遣をされた場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（給与条例第二十一条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、外国派遣条例附則第二条の職員にあつては、休職の期間に引き続く派遣の期間を含むものとする。）又は当該派遣若しくは退職派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 第一項後段に規定する職員のうち同項後段

の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第七条 (略)

第七条の二 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」よつて。

別表第一 (第六条関係) (略)

の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

第七条 (略)

別表 (第六条関係) (略)

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二 (第七条の二関係)

職員の区分	2項職員
1年未満	円 35,600
1年以上2年未満	35,600
2年以上3年未満	35,600
3年以上4年未満	35,600
4年以上5年未満	35,600
5年以上6年未満	35,600
6年以上7年未満	34,300
7年以上8年未満	33,000
8年以上9年未満	31,800
9年以上10年未満	30,500
10年以上11年未満	29,300
11年以上12年未満	28,000
12年以上13年未満	26,700
13年以上14年未満	25,500
14年以上15年未満	24,500
15年以上16年未満	23,500
16年以上17年未満	22,500
17年以上18年未満	21,600
18年以上19年未満	20,600
19年以上20年未満	19,600
20年以上21年未満	18,600

21年以上22年未満	18,200
22年以上23年未満	17,800
23年以上24年未満	17,100
24年以上25年未満	16,700
25年以上26年未満	16,200
26年以上27年未満	15,800
27年以上28年未満	15,400
28年以上29年未満	14,800
29年以上30年未満	14,600
30年以上31年未満	14,400
31年以上32年未満	13,900
32年以上33年未満	13,300
33年以上34年未満	12,700
34年以上35年未満	12,200

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条第1号及び第2号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員をいう。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第十条 管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当の月額)</p> <p>第二条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員(給与条例第五条第五項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)(以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員に属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分に応じ、別表第二の管理職手当の額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。))第二条第二項の規定により定</p>	<p>(管理職手当の月額)</p> <p>第二条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員(給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)(以外の職員に適用される管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員に属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分に応じ、別表第二の管理職手当の額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。))第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児</p>

められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

〔給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給額〕

第三条 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する前条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

（職員）の住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第十一条 職員の住居手当の支給に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（均衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は給与条例第十二條の二第三項に規定する公共的機関に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二</p>	<p>（均衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は給与条例第十二條の二第三項に規定する公共的機関に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三</p>

条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているものとする。

年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているものとする。

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第十二条 単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲等） 第五条（略） 2（略） 3（略） 一（略） イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「定年等条例」という。）第二条の規定により退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 ロ（略） 二一八（略）</p>	<p>（権衡職員の範囲等） 第五条（略） 2（略） 3（略） 一（略） イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「定年等条例」という。）第二条の規定により退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。 ロ（略） 二一八（略）</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">単 身 赴 任 届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">〔裏 面〕</p> <p>記入上の注意</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 他の地方公共団体の職員，国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者に限る。）若しくは給与条例第12条の2第3項に規定する公共的機関に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者，<u>定年前再任用（暫定再任用を含む。）</u>をされた者，外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された者にあっては，「異動」とあるのをそれぞれ「適用」，「再任用」，「復帰」又は「採用」と読み替えて記入する。</p> <p>8-12 (略)</p> <p>(1)-(3) (略)</p>	<p>別記様式第1号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">単 身 赴 任 届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">〔裏 面〕</p> <p>記入上の注意</p> <p>1-6 (略)</p> <p>7 他の地方公共団体の職員，国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者に限る。）若しくは給与条例第12条の2第3項に規定する公共的機関に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者，<u>再任用</u>をされた者，外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により採用された者にあっては，「異動」とあるのをそれぞれ「適用」，「再任用」，「復帰」又は「採用」と読み替えて記入する。</p> <p>8-12 (略)</p> <p>(1)-(3) (略)</p>

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第十三条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年広島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員(給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。) 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号。以下「管理職手当規則」という。) 別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一ホ (略)</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)である管理監督職員 人事委員会が別に定める額</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四条 給与条例第十七條の四第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員に次に掲げる当該管理監督職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一 種 六千円</p> <p>ロ 二 種 五千円</p> <p>ハ 三 種 四千元</p> <p>ニ 四 種 三千円</p> <p>ホ 五種及び六種 二千円</p> <p>二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 人事委員会が別に定める額</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 管理監督職員(給与条例第十七條の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。) 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号。以下「管理職手当規則」という。) 別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 一ホ (略)</p> <p>二 二種 五千円</p> <p>三 三種 四千元</p> <p>四 四種 三千円</p> <p>五 五種及び六種 二千円</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p>
1	<p>(施行期日)</p> <p>この人事委員会規則は、平成四年一月一日</p>	<p>この人事委員会規則は、平成四年一月一日が</p>
2	<p>(略)</p> <p>附 則</p>	<p>(略)</p> <p>附 則</p>

から施行する。

(給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員)の管理職員特別勤務手当の額)

2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項及び第四条第一項の規定の適用については、当分の間、第三条第一項第一号及び第四条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

ら施行する。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第十四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の調整額) 第三条 (略)</p> <p>2 条例第二条の規定に基づき、給与条例第九条の規定の例により支給する職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額(以下「給料の調整額」という。)は、調整基本額にその者に係る別表第二下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料の調整額) 第三条 (略)</p> <p>2 条例第二条の規定に基づき、給与条例第九条の規定の例により支給する職員の給料の調整額(以下「給料の調整額」という。)は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる調整基本額(その額が給料月額額の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)(にその者に係る別表第二下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員の育児休業等に関する法律)平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員)以下「育児短時間勤務職員」という。)(にあつてはその額に職員勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)(第二十一条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員)以下「再任用短時間勤務職員」という。)(にあつてはその額に勤務時間等条例第二十条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された</p>

同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつては、その額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。ただし、その額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3)

次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。） 第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。） 第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。） 勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4)

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適

用される給料表及び職務の級に応じた別表
第二の二に掲げる額

5| 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

6| 第二項、第三項及び前項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

7| 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

(管理職手当)
第九条 (略)

2 前項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第七の二の管理職手当の額欄に定める額（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

4| 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と

(管理職手当)
第九条 (略)

2 前項に規定する職を占める職員のうち再任用職員（給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第七の二の管理職手当の額欄に定める額（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

する。

(管理職員特別勤務手当)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一 第一項第一号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ一八 (略)

二 第一項第一号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 人事委員会が別に定める額

三 (略)

4 (略)

一 第一項第一号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 校長 三千円(別表第七の二口四級の項及び同表八四級の項に規定する人事委員会が特に定める職にあつては、四千元)

ロ 教頭及び部の主事 二千円(別表第七の二口三級の項及び同表八三級の項に規定する人事委員会が別に定める職にあつては、三千円)

ハ 総括事務長及び事務長 二千円

二 第一項第一号に掲げる職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 人事委員会が別に定める額

一 教頭及び部の主事 二千円(別表第七の二口三級の項及び同表八三級の項に規定する人事委員会が別に定める職にあつては、三千円)

二 総括事務長及び事務長 二千円

第十三条 (略)

(雑則)

第十四条 この人事委員会規則に定めるものを除く外、条例の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1・2 (略)

31 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第九条の二第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、同条第三項第一号及び第四項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

(管理職員特別勤務手当)

第九条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一 第一項第一号に掲げる職員 次に掲げる職の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ一八 (略)

二 (略)

4 (略)

一 校長 三千円(別表第七の二口四級の項及び同表八四級の項に規定する人事委員会が特に定める職にあつては、四千元)

ロ 教頭及び部の主事 二千円(別表第七の二口三級の項及び同表八三級の項に規定する人事委員会が別に定める職にあつては、三千円)

ハ 総括事務長及び事務長 二千円

二 教頭及び部の主事 二千円(別表第七の二口三級の項及び同表八三級の項に規定する人事委員会が別に定める職にあつては、三千円)

三 総括事務長及び事務長 二千円

第十三条 (略)

(雑則)

第十四条 この人事委員会規則に定めるものを除く外、条例の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1・2 (略)

31 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第九条の二第三項及び第四項の規定の適用については、当分の間、同条第三項第一号及び第四項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第二条関係)

イ 教育職給料表(イ)

職務の級	調整基本額
一級	六千八百円
二級	八千百円
特二級	八千九百円
三級	一万円
四級	一万二千二百円

ロ 教育職給料表(ロ)

職務の級	調整基本額
一級	七千円
二級	八千二百円
特二級	九千百円
三級	一万二百円
四級	一万二千五百円

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第十五条 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十六年広島県人事委員会規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員</p> <p>三 (略)</p>	<p>(育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <p>三 (略)</p>

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第十六条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第四条 義務教育等教員特別手当の月額は、次</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第四条 義務教育等教員特別手当の月額は、次</p>

の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 給与条例第十八條の六第一項又は市町立学校職員給与等条例第八條第一項に規定する職員で教育職給料表（イ）又は教育職給料表（ロ）の適用を受けるもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつてはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額

二一八（略）

21 給与条例附則第八項又は市町立学校職員給与等条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 給与条例第十八條の六第一項又は市町立学校職員給与等条例第八條第一項に規定する職員で教育職給料表（イ）又は教育職給料表（ロ）の適用を受けるもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（給与条例第五条第五項又は市町立学校職員給与等条例第四条第五項に規定する再任用職員にあつてはその者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額

二一八（略）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

職員の区分	職務の級					
	号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	1～4	2,000円	2,100円	3,500円	4,200円	6,800円

5～8	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
9～12	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
13～16	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
17～20	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
21～24	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
25～28	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
29～32	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
33～36	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
37～40	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
41～44	3,100	3,500	5,400	6,000	
45～48	3,200	3,700	5,600	6,100	
49～52	3,300	3,800	5,700	6,300	
53～56	3,400	4,100	5,800	6,400	
57～60	3,500	4,300	6,000	6,600	
61～64	3,600	4,500	6,100	6,800	
65～68	3,700	4,800	6,300	6,900	
69～72	3,800	4,900	6,400	7,000	
73～76	3,900	5,100	6,500	7,100	
77～80	4,000	5,300	6,700	7,200	
81～84	4,100	5,400	6,800	7,300	
85～88	4,100	5,500	6,900	7,400	
89～92	4,200	5,600	6,900	7,500	
93～96	4,300	5,800	7,000	7,500	
97～100	4,400	5,900	7,200		
101～104	4,400	6,100	7,200		
105～108	4,500	6,200	7,200		
109～112	4,500	6,300	7,300		
113～116	4,600	6,400	7,300		
117～120	4,700	6,500	7,300		
121～124	4,700	6,600			
125～128	4,800	6,700			
129～132		6,800			
133～136		6,900			
137～140		6,900			
141～144		6,900			
145～148		7,000			
149～152		7,100			
153～156		7,100			

定年前任用短時間勤務職員以外の職員

定年前再任用短時間勤務職員	157		7,100				
		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400	

備考 号給欄中「1～4」等とあるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。

別表第二(第四条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級					2級					特2級					3級					4級																																																																																																																													
		1～4	2,000円	2,500円	3,500円	5,100円	6,800円	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100	13～16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200	17～20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400	21～24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500	25～28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600	29～32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700	33～36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900	37～40	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000	41～44	3,100	4,100	5,400	6,600		45～48	3,200	4,300	5,600	6,800		49～52	3,300	4,500	5,700	6,900		53～56	3,400	4,800	5,800	7,000		57～60	3,500	4,900	6,000	7,100		61～64	3,600	5,100	6,100	7,200		65～68	3,700	5,300	6,300	7,300		69～72	3,800	5,400	6,400	7,400		73～76	3,900	5,500	6,500	7,500		77～80	4,000	5,600	6,700	7,500		81～84	4,100	5,800	6,800			85～88	4,100	5,900	6,900			89～92	4,200	6,100	6,900			93～96	4,300	6,200	7,000			97～100	4,400	6,300	7,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	101～104	4,400	6,400	7,200		
	105～108	4,500	6,500	7,200		
	109～112	4,500	6,600	7,300		
	113～116	4,600	6,700	7,300		
	117～120	4,700	6,800	7,300		
	121～124	4,700	6,900			
	125～128	4,800	6,900			
	129～132	4,900	6,900			
	133～136	4,900	7,000			
	137～140	4,900	7,100			
	141～144	5,000	7,100			
	145～148	5,100	7,100			
	149～152	5,100				
	153	5,100				
定年前任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

備考 号給欄中「1～4」等とあるのは、「1号給から4号給までの号給」等を示す。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第十七条 職員の育児休業等に関する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(条例第十三条の人事委員会規則で定める職員) 第十条 条例第十三条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。 一・二 (略)	(条例第十三条の人事委員会規則で定める職員) 第十条 条例第十三条の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。 一・二 (略)

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第十八条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成七年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七条の二 (略)</p> <p>一 当該年の中途において、新たに職員となるもの、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第二の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数(以下この条において「基本日数」という。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>6 育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))の一週間当たりの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数に変更があった場合(短時間勤務職員以外の職員から短時間勤務職員になった場合及び短時間勤務職員から短時間勤務職員以外の職員になった場合を含む。))の年次有給休暇の日数については、人事委員会が別に定める。</p> <p>7 (略)</p>	<p>第七条の二 (略)</p> <p>一 当該年の中途において、新たに職員となるもの、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第二の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第十八條第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。))にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数(以下この条において「基本日数」という。)</p> <p>二 (略)</p> <p>2-5 (略)</p> <p>6 育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))の一週間当たりの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数に変更があった場合(短時間勤務職員以外の職員から短時間勤務職員になった場合及び短時間勤務職員から短時間勤務職員以外の職員になった場合を含む。))の年次有給休暇の日数については、人事委員会が別に定める。</p> <p>7 (略)</p>

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第十九条 職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二十二條の四の規定に基づき採用に</p>	<p>(人事委員会に対する苦情相談)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二十八條の四又は第二十八條の五の</p>

<p>2 関する苦情相談 (略)</p>	<p>2 規定に基づく採用に関する苦情相談 (略)</p>
--------------------------	-----------------------------------

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第二十条 職員の退職管理に関する規則(平成二十八年広島県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第二十三条 (略) 一 (略) 二 法第二十二條の四第一項の規定により職員として採用された場合 三 (略)</p>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第二十三条 (略) 一 (略) 二 法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により職員として採用された場合 三 (略)</p>

附則

(施行期日)

第一条 この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は公布の日から施行する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 令和三年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。
- 二 令和五年新法 令和三年改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)をいう。
- 三 令和五年旧法 令和三年改正法による改正前の地方公務員法をいう。
- 四 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項、同法附則第五条第一項若しくは第三項、同法附則第六条第一項若しくは第二項又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。
- 五 暫定再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員のうち、令和五年新法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。
- 六 定年前再任用短時間勤務職員 令和五年新法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
- 七 旧法再任用職員 この人事委員会規則の施行の日に、令和五年旧法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定によ

り採用された職員をいう。

(勤務延長に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第三条、第四条及び第六条の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号。以下「令和四年改正定年等条例」という。）附則第三条第一項の規定による勤務延長（令和四年改正定年等条例による改正後の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「新定年条例」という。）第四条第一項の規定により引き続き勤務させることをいう。）について準用する。

2 令和四年改正定年等条例附則第三条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（令和四年改正定年等条例附則第三条第二項に規定する新定年条例定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正定年等条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第三条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が新定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。）とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 令和四年改正定年等条例附則第三条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

（新定年条例附則第十五項及び第十六項の年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思確認）

第四条 新定年条例附則第十五項及び第十六項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢六十年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 令和五年新法第二十八条の二から第二十八条の五までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報

三 年齢六十年に達した日後における最初の四月一日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 当該職員が年齢六十年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に令和五年新法第二十八条の六第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、令和五年新法附則第二十三項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

2 任命権者は、新定年条例附則第十五項及び第十六項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

二 年齢六十年に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

(令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第五条 令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に掲げる基準日をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。))を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正定年等条例附則第十一条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第六条 任命権者は、暫定再任用(令和四年改正定年等条例附則第四条第一項若しくは第二項、同条例附則第五条第一項若しくは第二項、同条例附則第六条第一項若しくは第二項、同条例附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一 暫定再任用を行う職に係る職務内容

二 暫定再任用を行う日及び任期の末日

	<p>法附則第六条第一項若しくは第二項又は同法附則第七条第一項若しくは第三項の規定により職員を採用することをいう。以下同じ。）を行う場合をいう。</p>	
<p>73 暫定再任用の任期更新</p>	<p>令和三年改正法附則第四条第三項（同法附則第五条第五項、第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて再任用の任期を更新する場合をいう。</p>	<p>暫定再任用の任期を更新する（任期は〇〇までとする）</p>

（暫定再任用に関する報告）

第九条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度における暫定再任用の状況を附則別記様式により人事委員会に報告するものとする。

（準備行為）

第十条 第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する規則第十五条第一項及び第二項並びに附則第六条に規定する手続は、この人事委員会規則の施行の日前においても行うことができる。

（改正後の職員の給与の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第十一条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「新給与規則」という。）第十五条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第十五条第三項及び第四項の規定を適用する。

第十二条 令和四年改正定年等条例第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「令和四年新給与条例」という。）第九条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項、同法附則第五条第一項、同法附則第六条第一項又は同法附則第七条第一項の規定により採用された職員（次項及び附則第二十二条において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例第三条に規定する年齢（令和四年改正定年等条例附則第四条に規定する施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、同条に規定する年齢）に達した日がこの人事委員会規則の施行の日の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新給与規則第十五条第一項から第六項まで及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新給与規則第十五条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分

の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この人事委員会規則の施行の日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、この人事委員会規則の施行の日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、この人事委員会規則の施行の日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。）この人事委員会規則の施行の日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 この人事委員会規則の施行の日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）この人事委員会規則の施行の日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正定年等条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（次号において「令和四年旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第三条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 この人事委員会規則の施行の日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。）

この人事委員会規則の施行の日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和四年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第三条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則第十五条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級をこの人事委員会規則の施行の日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和四年旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規

則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

第十三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第二十條第一項、第二十三條の十四の九第二項、第二十三條の十四の十二第一項、第二十三條の十四の二十四第二項、第二十三條の十四の二十五第二項及び第二十六條の二の規定を適用する。

第十四条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第二十七條第三項の規定を適用する。

(改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第四條の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則附則第二項の規定を適用する。

(改正後の管理職手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第十六条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十條の規定による改正後の管理職手当に関する規則第二條の規定を適用する。

(改正後の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

第十七条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第十二條の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第二條に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三條に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、令和四年新給与条例第十二條の二第三項の同條第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四條第一項、同法附則第五條第一項、同法附則第六條第一項又は同法附則第七條第一項の規定による採用(令和五年旧法第二十八條の二第一項の規定により退職した日(令和五年旧法第二十八條の三又は令和三年改正法附則第三條第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項、第二十八條の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四條第一項、同法附則第五條第一項、同法附則第六條第一項又は同法附則第七條第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四條第二項、同法附則第五條第三項、同法附則第六條第二項又は同法附則第七條第三項の規定による採用(令和五年新法第二十八條の六第一項の規定により退職した日(令和五年新法第二十八條の七第一項又は第二項の規定により

勤務した後退職した日及び令和五年新法第二十二條の四第一項、第二十二條の五第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四條第二項、同法附則第五條第三項、同法附則第六條第二項又は同法附則第七條第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

第十八條 令和三年改正法附則第四條第二項、同法附則第五條第三項、同法附則第六條第二項又は同法附則第七條第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に令和五年新法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する第十二條の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第三項の規定については、同項第一号イ中「退職した日(定年等条例第四條の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)」とあるのは、「退職した日(定年等条例第四條の規定により勤務した後退職した日、当該採用に係る任期が満了した日及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四條第二項、同法附則第五條第三項、同法附則第六條第二項又は同法附則第七條第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

第十九條 この人事委員会規則の施行の日前に、第十二條の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第五条第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この人事委員会規則の施行後も、なおその効力を有する。

(改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二十條 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十三條の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第三条第一項及び第四条第一項の規定を適用する。

(改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二十一條 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十四條の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(以下「新市町給与規則」という。)第三条第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新市町給与規則第三条第三項及び第四項の規定を適用する。

第二十二條 新市町給与規則第三条の規定により給料の調整を行う職(次項において「市町給与規則における給料の調整額適用職」という。)を占める特定暫定再任用職員のうち、当該職に係る令和四年改正定年等条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢(令和四年改正定年等条例附則第四条に規定する施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、同条に規定する年齢)に達した日がこの人事委員会規則の施行の日の前日

以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新市町給与規則第三条第一項から第六項まで及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新市町給与規則第三条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この人事委員会規則の施行の日の前日において、市町給与規則における給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であつた職員であつて、この人事委員会規則の施行の日において引き続き市町給与規則における給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、この人事委員会規則の施行の日から引き続き市町給与規則における給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。）

二 この人事委員会規則の施行の日以後に新たに市町給与規則における給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） この人事委員会規則の施行の日の前日に市町給与規則における給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとして場合に令和四年改正年等条例第十八条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（次号において「令和四年旧市町給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第十四条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則第三条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 この人事委員会規則の施行の日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（市町給与規則における給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに市町給与規則における給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。） この人事委員会規則の施行の日の前日において、市町給与規則における給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和四年旧市町給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料

表及び職務の級を基礎として第十四条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則第三条第二項の規定を適用したとすればその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級をこの人事委員会規則の施行の日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和四年旧市町給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

第二十三条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新市町給与規則第九条及び第九条の二の規定を適用する。

（改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二十四条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十五条の規定による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則第三条の規定を適用する。

（改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）

第二十五条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十六条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第四条第一項の規定を適用する。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十七条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する規則第十条に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規則の規定を適用する。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第二十七条 暫定再任用短時間勤務職員は、第十八條の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第七条の二第一項第一号に規定する地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同規則の規定を適用する。

（職員からの苦情相談に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 暫定再任用職員は、令和五年新法第二十二条の四の規定に基づき採用された職員とみなして、第十九條の規定による改正後の職員からの苦情相談に関する規則の規

定を適用する。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二十九条 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、令和五年新法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、第二十条の規定による改正後の職員の退職管理に関する規則(以下「新退職管理規則」という。)(第二十三条第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十四条の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

第三十条 この人事委員会規則の施行前に、令和五年旧法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における新退職管理規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

